

別表第1

特別特定建築物（旅客施設を除く） (1)・(2)

区分		規模 (床面積の合計)	
府条例別表 (第12条関係) に規定する区分及び規模の建築物のうち右に掲げるもの	ア	学校	すべて
	イ	病院又は診療所	すべて
	ウ	集会場（床面積が200平方メートル以上の集会室のあるものに限る。）又は公会堂	すべて
	エ	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
	オ	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべて
	カ	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべて
	キ	博物館、美術館又は図書館	すべて
	ク	公衆便所	すべて
	ケ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	200平方メートル以上
	コ	飲食店	200平方メートル以上
	サ	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル以上
	シ	工場（自動車修理工場に限る。）	200平方メートル以上
	ス	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	500平方メートル以上
	セ	展示場	500平方メートル以上
	ソ	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上
	タ	ホテル又は旅館	1,000平方メートル以上
	チ	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	1,000平方メートル以上
	ツ	公衆浴場	1,000平方メートル以上
	テ	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000平方メートル以上
ト	共同住宅	2,000平方メートル以上 又は住戸の数20戸以上	
ナ	寄宿舎	2,000平方メートル以上 又は住戸の数50戸以上	

掲げる建築物 (2) 府条例第40条第1項第1号から第9号までに規定する右に	ア	集会場（床面積が200平方メートル未満の集会室があるもの。）	すべて
	イ	コンビニエンスストア（主として飲食物品その他の最寄の品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が30平方メートル以上250平方メートル未満で、1日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。）	100平方メートル以上 200平方メートル未満
	ウ	事務所	500平方メートル以上
	エ	ダンスホール	1,000平方メートル以上
	オ	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（郵便局を含む）	50平方メートル以上 200平方メートル未満
	カ	工場（自動車修理工場を除く）	3,000平方メートル以上
	キ	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	300平方メートル以上
	ク	火葬場	すべて
ケ	消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街	すべて	

追加対象建築物 (3)～(9)

区分		規模 (床面積の合計)	
(3)	医薬品の販売業を併せ行うものを除く薬局	すべて	
(4) 公益施設	ア	第15条に掲げる者（国及び地方公共団体を除く。）の事務の用に供する建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）	すべて
	イ	電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する建築物	すべて
	ウ	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する建築物	すべて
	エ	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条に規定する認定電気通信事業の用に供する建築物	すべて
(5)	キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する用途に供する建築物	200平方メートルを超える	
(6)	郵便局、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	50平方メートル未満	
(7)	工場の用途に供する建築物	2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル未満	
(8)	自動車修理工場（一般公共の用に供されるものを除く）	200平方メートル以上	

(9) 複合施設	ア	(1)ケ及び(2)イの用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が200平方メートルを超える
	イ	(1)コ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が200平方メートルを超える
	ウ	(1)ケ又は(2)イ並びに(1)コ又は(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が200平方メートルを超える
	エ	(1)ケからセまで(サを除く。)、(2)イ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が500平方メートルを超える
	オ	(1)ケからツまで(サ及びソを除く。)、(2)イ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が1,000平方メートルを超える
	カ	(1)から(8)までの用途((1)ク、ソ、テのうち自動車教習所、(1)サ及び(2)オのうち銀行に類する用途のもの以外並びに同号キを除く。)に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が2,000平方メートル以上